

香川県自転車安全利用に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県自転車安全利用に関する条例（平成29年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 自転車損害保険等 <u>道路における</u>自転車の利用に係る交通事故（第4条及び第9条において単に「交通事故」という。）により生じた他人の生命、身体又は財産の被害に係る損害を填補するための保険又は共済をいう。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 自転車の安全利用は、自転車利用者、歩行者及び自動車等の運転者が互いに立場を尊重しながら道路を共用することにより、県民が安全で快適に暮らすことができる地域社会の実現を目指すという基本的認識の下に、県及び市町、県民、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。第5条第1項、<u>第8条第2項及び第14条第2項</u>において同じ。）の関係者、事業者並びに関係団体が相互に連携し、及び協力しながら促進されなければならない。</p> <p>(自転車損害保険等への加入)</p> <p>第12条 自転車利用者は、自転車損害保険等に<u>加入しなければならない</u>。</p> <p>2 保護者は、その監護に係る未成年者が自転車を利用するときは、当該自</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 道路 法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。</p> <p>(7) 自転車損害保険等 自転車の利用に係る交通事故（第4条及び第9条において単に「交通事故」という。）により生じた他人の生命、身体又は財産の被害に係る損害を填補するための保険又は共済をいう。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 自転車の安全利用は、自転車利用者、歩行者及び自動車等の運転者が互いに立場を尊重しながら道路を共用することにより、県民が安全で快適に暮らすことができる地域社会の実現を目指すという基本的認識の下に、県及び市町、県民、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。第5条第1項<u>及び第8条第2項</u>において同じ。）の関係者、事業者並びに関係団体が相互に連携し、及び協力しながら促進されなければならない。</p> <p>(自転車損害保険等への加入)</p> <p>第12条 自転車利用者は、自転車損害保険等に<u>加入するよう努めなければならない</u>。</p> <p>2 保護者は、その監護に係る未成年者が自転車を利用するときは、当該自</p>

転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。

3 事業活動において従業者に自転車を利用させる者は、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。

4 自転車の貸付けを業とする者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。

5 前各項の規定は、前各項において自転車損害保険等の加入が義務付けられた者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(自転車損害保険等への加入の確認等)

第13条 略

2 事業者は、その従業者のうちに、通常の通勤の方法として自転車を利用する者がいるときは、当該従業者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。

3 前2項の規定による確認により加入していることが確認されなかったときは、自転車の販売を業とする者は当該自転車を購入した者に対し、事業者は当該従業者に対し、それぞれ自転車損害保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

4 自転車の貸付けを業とする者は、業として自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車損害保険等に係る情報提供等)

第14条 略

2 学校は、自転車を利用する児童、生徒又は学生及びその保護者に対し、自転車損害保険等に係る情報を提供するよう努めるものとする。

転車の利用に係る自転車損害保険等に加入するよう努めなければならない。

3 事業活動において従業者に自転車を利用させる者は、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入するよう努めなければならない。

(自転車損害保険等への加入の確認等)

第13条 自転車の販売を業とする者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入した者に対し、自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車の販売を業とする者は、前項の規定による確認により加入していることが確認されなかったときは、当該自転車を購入した者に対し、自転車損害保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車損害保険等に係る情報提供等)

第14条 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

香川県税条例の一部を改正する条例議案

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）<u>、発電事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する発電事業等をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）及び特定卸供給事業（法第72条の2第1項第3号の特定卸供給事業をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>(法人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、事業に関する経理を当該区分ごとに区分して行わなければならない。</p> <p>(1) 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、ガス供給業（法第72条の2第1項第2号に規定するガス供給業をいう。次条第1項及び第3項において同じ。）、保険業及び貿易保険業</p> <p>(2) 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）<u>及び発電事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する発電事業等をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）</u></p> <p>(3) 前2号に掲げる事業以外の事業</p>
<p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 電気供給業（小売電気事業等、<u>発電事業等及び特定卸供給事業を除く。</u>）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。</p> <p>4 電気供給業のうち、小売電気事業等、<u>発電事業等及び特定卸供給事業</u>に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 電気供給業（小売電気事業等<u>及び発電事業等</u>を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。</p> <p>4 電気供給業のうち、小売電気事業等<u>及び発電事業等</u>に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計</p>

5 略

額	
ア	各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額
イ	各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額
ウ	各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額
(2)	法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計
額	
ア	各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額
イ	各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額

5 略

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第41条第2項並びに第42条第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略 別表第1 (第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略 別表第1 (第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～584 略				1～584 略			
584の2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（新築の場合に限る。）	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書（584の3の項において「確認書」という。）又は住宅性能評価書（以下この項及び584の4の項において「確認書等」という。）の交付を受けた住宅			584の2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（新築の場合に限る。）			
	<u>区分所有住宅以外の住宅</u>	1件	11,000円				
	<u>区分所有住宅</u>	1件	認定申請1件につき、当該認定申請に係る				

			次に掲げる住戸の数 に応じて定める額に 当該住戸の数を乗じ て得た額				
			10以下 5,000円				
			11以上50以下 3,000円				
			51以上200以下 2,000円				
			201以上 1,000 円				
確認書等の交付を受け た住宅以外の住宅					住宅性能評価書の交付 を受けた住宅以外の住 宅		
<u>区分所有住宅以外の 住宅</u>					<u>建築物の住戸の数</u>		
					1		
<u>床面積の合計</u>					<u>床面積の合計</u>		
<u>100平方メー トル以下</u>	1件	45,000円			<u>100平方メー トル以下</u>	1件	43,000円
<u>100平方メー トルを超え200平 方メートル以下</u>	1件	51,000円			<u>100平方メー トルを超え 200平方メー トル以下</u>	1件	49,000円
<u>200平方メー トルを超える場合</u>	1件	69,000円			<u>200平方メー トルを超える 場合</u>	1件	67,000円
<u>区分所有住宅</u>	1件		認定申請1件につき、 当該認定申請に係る 次に掲げる住戸の数 に応じて定める額に 当該住戸の数を乗じ て得た額				
			5以下 24,000円		2以上5以下	1件	23,000円
			6以上10以下 2		6以上10以下	1件	19,000円

万円
11以上25以下
15,000円
26以上50以下
14,000円
51以上100以下
12,000円
101以上300以下
1万円
301以上 9,000
円

<u>11以上25以下</u>	<u>1件</u>	<u>15,000円</u>
<u>26以上50以下</u>	<u>1件</u>	<u>13,000円</u>
<u>51以上100以下</u>	<u>1件</u>	<u>11,000円</u>
<u>101以上300以下</u>	<u>1件</u>	<u>1万円</u>
<u>301以上</u>	<u>1件</u>	<u>9,000円</u>
住宅性能評価書の交付を受けた住宅 建築物の住戸の数		
<u>1</u>	<u>1件</u>	<u>11,000円</u>
<u>2以上5以下</u>	<u>1件</u>	<u>5,000円</u>
<u>6以上10以下</u>	<u>1件</u>	<u>4,000円</u>
<u>11以上25以下</u>	<u>1件</u>	<u>3,000円</u>
<u>26以上100以下</u>	<u>1件</u>	<u>2,000円</u>
<u>101以上</u>	<u>1件</u>	<u>1,000円</u>

略

略

584の3 長期優良住宅
 建築等計画
 認定申請手
 数料 (584
 の2の項に
 該当するも
 のを除く。)

確認書の交付を受けた
 住宅
区分所有住宅以外の
住宅
区分所有住宅

1件

17,000円

1件

認定申請1件につき、
 当該認定申請に係る
 次に掲げる住戸の数
 に応じて定める額に
 当該住戸の数を乗じ
 て得た額
5以下 8,000円
6以上10以下
7,000円

584の3 長期優良住宅
 建築等計画
 認定申請手
 数料 (584
 の2の項に
 該当するも
 のを除く。)

584の6 要 略

除却認定マ
ンションに
係るマンシ
ョンの建替
えにより新
たに建築さ
れるマンシ
ョンの容積
率に関する
特例許可申
請手数料

585～598 略

備考
略

584の5 要 略

除却認定マ
ンションに
係るマンシ
ョンの建替
えにより新
たに建築さ
れるマンシ
ョンの容積
率に関する
特例許可申
請手数料

585～598 略

備考
略

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(手数料の額) 第2条 略			(手数料の額) 第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に基づく事務 別表第6 (7)～(12) 略		
別表第6（第2条関係）			別表第6（第2条関係）		
種別	区分	金額	種別	区分	金額
1 銃砲等・刀剣類所持許可申請手数料	(1) 銃砲刀剣類所持等取締法（以下この表において「法」という。）第4条第1項第1号の規定による <u>猟銃又は空気銃の所持の許可</u> を現に受けている者が同号の規定による <u>猟銃又は空気銃の所持の許可</u> を受けようとする場合	略	1 銃砲・刀剣類所持許可申請手数料	(1) 銃砲刀剣類所持等取締法（以下この表において「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者が同号の規定による許可を受けようとする場合	1件につき6,800円
	(2) 法第4条第1項第1号の規定による <u>クロスボウの所持の許可</u> を現に受けている者が同号の規定による <u>クロスボウの所持の許可</u> を受けようとする場合	1件につき6,800円			
	(3) <u>その他の者が法第4条</u>	略		(2) <u>その他の者が法第4条</u>	1件につき10,500円

		第1項の銃砲等又は刀剣類の許可を受けようとする場合			第1項の銃砲又は刀剣類の許可を受けようとする場合
2 略			2 略		
3 猟銃・空気銃取扱講習手数料	(1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃若しくは空気銃を所持している者又は法第5条の2第3項第2号若しくは第3号に掲げる者が法第5条の3第1項の講習会の講習を受けようとする場合 (2) 略	略	3 猟銃・空気銃取扱講習手数料	(1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃若しくは空気銃を所持している者又は法第5条の2第3項第2号に掲げる者が法第5条の3第1項の講習会の講習を受けようとする場合 (2) 略	1回につき3,000円
4 クロスボウ取扱講習手数料	(1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者が法第5条の3の2第1項の講習会の講習を受けようとする場合 (2) その他の者が法第5条の3の2第1項の講習会の講習を受けようとする場合	1回につき3,000円 1回につき6,900円	4 猟銃技能検定手数料	略	
5 猟銃技能検定手数料	略		4 猟銃技能検定手数料	略	
6 略			5 略		
7 国際競技参加外国人銃砲等・刀剣類所持許可申請手数料	略		6 国際競技参加外国人銃砲・刀剣類所持許可申請手数料		1件につき3,900円
8 銃砲等			7 銃砲・		1件につき1,800円

・刀剣類 所持許可 証書換え 手数料		
9 銃砲等 ・刀剣類 所持許可 証再交付 手数料		
10 猟銃・ 空気銃・ クロスボ ウ所持許 可更新申 請手数料	(1) 新たな許可証の交付を 伴う法第7条の3第2項の 規定による猟銃又は空気銃 の所持の許可の更新 (2) 新たな許可証の交付を 伴う法第7条の3第2項の 規定によるクロスボウの所 持の許可の更新 (3) 新たな許可証の交付を 伴わない法第7条の3第2 項の規定による猟銃又は空 気銃の所持の許可の更新 (4) 新たな許可証の交付を 伴わない法第7条の3第2 項の規定によるクロスボウ の所持の許可の更新	略 1件につき7,200円 略 1件につき6,800円
11~15 略		
16 年少射 撃資格認 定講習手 数料	略	
17 クロス ボウ射撃 資格認定 申請手数		1件につき9,300円

刀剣類所 持許可証 書換え手 数料		
8 銃砲・ 刀剣類所 持許可証 再交付手 数料		1件につき1,900円
9 猟銃・ 空気銃所 持許可更 新申請手 数料	(1) 新たな許可証の交付を 伴う法第7条の3第2項の 許可の更新(以下この表に おいて単に「更新」という。) (2) 新たな許可証の交付を 伴わない更新	1件につき7,200円 1件につき6,800円
10~14 略		
15 年少射 撃資格認 定講習手 数料	略	

料

備考

- 1 1の項(1)に規定する者で法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするものが同時に他の同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合にあっては、当該他の同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可に係る銃砲等・刀剣類所持許可申請手数料の額については、1の項(1)に定める額から2,500円を減じた額とする。
- 2 1の項(2)に規定する者で法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとするものが同時に他の同号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとする場合にあっては、当該他の同号の規定によるクロスボウの所持の許可に係る銃砲等・刀剣類所持許可申請手数料の額については、1の項(2)に定める額から2,500円を減じた額とする。
- 3 1の項(3)に規定する者で法第4条第1項の許可を受けようとするものが同時に他の同項の許可を受けようとする場合^{にあっては}、当該他の同項の許可に係る銃砲等・刀剣類所持許可申請手数料の額については、1の項(3)に定める額から3,800円を減じた額とする。
- 4 法第6条第1項の許可を受けようとする者が同時に他の同項の許可を受けようとする場合^{にあっては}、当該他の同項の許可に係る国際競技参加外国人銃砲等・刀剣類所持許可申請手数料の額については、7の項に定める額から2,100円を減じた額とする。
- 5 法第7条の3第2項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者が同時に他の同項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合にあっては、当該他の同項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新に係る猟銃・空気銃・クロスボウ所持許可更新申請手数料の額については、それぞれ10の項(1)又は(3)に定める額から2,400円を減じた額とする。
- 6 法第7条の3第2項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者が同時に他の同項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合にあっては、当該他の同項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新に係る猟銃・空気銃・クロスボウ所持許可更新申請手数料の額については、それぞれ10の項(2)又は(4)に定める額から2,400円を減じた額とする。

備考

- 1 1の項(1)に規定する者で法第4条第1項第1号の規定による許可を受けようとするものが同時に他の同号の規定による許可を受けようとする場合^{にあっては}、当該他の同号の規定による許可に係る銃砲・刀剣類所持許可申請手数料の額については、1の項(1)に定める額から2,500円を減じた額とする。
- 2 1の項(2)に規定する者で法第4条第1項の許可を受けようとするものが同時に他の同項の許可を受けようとする場合^{にあっては}、当該他の同項の許可に係る銃砲・刀剣類所持許可申請手数料の額については、1の項(2)に定める額から3,800円を減じた額とする。
- 3 法第6条第1項の許可を受けようとする者が同時に他の同項の許可を受けようとする場合^{にあっては}、当該他の同項の許可に係る国際競技参加外国人銃砲・刀剣類所持許可申請手数料の額については、6の項に定める額から2,100円を減じた額とする。
- 4 更新を受けようとする者が同時に他の更新を受けようとする場合^{にあっては}、当該他の更新に係る猟銃・空気銃所持許可更新申請手数料の額については、それぞれ9の項(1)又は(2)に定める額から2,400円を減じた額とする。

7 1の項(1)に規定する者で法第4条第1項第1号の規定による獵銃又は空氣銃の所持の許可を受けようとするものが同時に法第7条の3第2項の規定による獵銃又は空氣銃の所持の許可の更新を受けようとする場合にあつては、当該更新に係る獵銃・空氣銃・クロスボウ所持許可更新申請手数料の額は、それぞれ10の項(1)又は(3)に定める額から2,400円を減じた額とする。

8 1の項(2)に規定する者で法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとするものが同時に法第7条の3第2項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合にあつては、当該更新に係る獵銃・空氣銃・クロスボウ所持許可更新申請手数料の額は、それぞれ10の項(2)又は(4)に定める額から2,400円を減じた額とする。

9 法第9条の13第1項の認定を受けようとする者が同時に他の同項の認定を受けようとする場合にあつては、当該他の同項の認定に係る年少射撃資格認定申請手数料の額については、13の項に定める額から3,700円を減じた額とする。

10 法第9条の16第1項の認定を受けようとする者が同時に他の同項の認定を受けようとする場合にあつては、当該他の同項の認定に係るクロスボウ射撃資格認定申請手数料の額については、17の項に定める額から3,700円を減じた額とする。

5 1の項(1)に規定する者で法第4条第1項第1号の規定による許可を受けようとするものが同時に更新を受けようとする場合にあつては、当該更新に係る獵銃・空氣銃所持許可更新申請手数料の額は、それぞれ9の項(1)又は(2)に定める額から2,400円を減じた額とする。

6 法第9条の13第1項の認定を受けようとする者が同時に他の同項の認定を受けようとする場合にあつては、当該他の同項の認定に係る年少射撃資格認定申請手数料の額については、12の項に定める額から3,700円を減じた額とする。

附 則

1 この条例は、令和4年3月15日から施行する。

2 この条例の施行の際現にクロスボウ（銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号。以下「改正法」という。）による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「新法」という。）第3条第1項に規定するクロスボウをいう。）を所持している者が、改正法附則第3条第3項の規定により開催される新法第5条の3の2第1項の講習会の講習を受けようとする場合における当該講習に係る手数料の額は、改正後の別表第6の4の項の規定にかかわらず、6,900円とする。

第6号

財産の処分について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第3条の規定により、次の財産の処分について、議会の議決を求める。

記

1 売却物件	土地				
	観音寺市大野原町大野原字四軒屋5489番2	外7筆	学校用地	39,680.82	m ²
	建物				
	鉄筋コンクリート造4階建て	2棟	延床面積	5,613.28	m ²
	鉄筋コンクリート造2階建て	2棟	延床面積	1,490.58	m ²
	鉄筋コンクリート造平屋建て	2棟	延床面積	91.79	m ²
	鉄骨・コンクリートブロック造2階建て	1棟	延床面積	1,346.91	m ²
	鉄骨・コンクリートブロック造平屋建て	3棟	延床面積	994.12	m ²
	コンクリートブロック造2階建て	1棟	延床面積	69.62	m ²
	コンクリートブロック造平屋建て	8棟	延床面積	470.51	m ²
	軽量鉄骨造平屋建て	1棟	延床面積	72.27	m ²
2 売却金額	100,880,000円				
3 売却先	綾歌郡宇多津町浜五番丁62番地1				
	学校法人大麻学園				

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- 1 件名 (土砂災害対策事業) 県道高松王越坂出線(乃生工区) 道路整備工事(第1工区)
- 2 工事場所 坂出市王越町
- 3 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 4 請負金額 843,700,000円
- 5 工事請負人 高松市東ハゼ町877番地
村上・大字特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社村上組
代表取締役 村上 博信
大字建設株式会社
代表取締役 大字 徹

第8号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- 1 件名 (防災・安全社会資本整備交付金) 県道高松王越坂出線(乃生東工区)道路整備工事(第4工区)・(土砂災害対策事業) 県道高松王越坂出線(乃生工区)道路整備工事(第2工区) (合冊)
- 2 工事場所 坂出市王越町
- 3 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 4 請負金額 790,130,000円
- 5 工事請負人 高松市朝日新町32番45号

タチバナ・重成・三興特定建設工事共同企業体

代表者 タチバナ工業株式会社

代表取締役 林 和彦

株式会社重成土建

代表取締役 重成 幸雄

株式会社三興組

代表取締役 齋賀 仁

瀬戸大橋記念公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の2第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
瀬戸大橋記念公園	公益財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会	坂出市番の州緑町6番地13	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

第10号

坂出緩衝緑地（番の州球場を除く）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の2第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
坂出緩衝緑地（番の州球場を除く）	五栄海陸興業株式会社	坂出市番の州町7番地6	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

第11号

坂出緩衝緑地（番の州球場）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の2第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
坂出緩衝緑地（番の州球場）	坂出市	坂出市室町二丁目3番5号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

第12号

土器川公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の2第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
土器川公園	丸亀市	丸亀市大手町二丁目4番21号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

さぬき空港公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の2第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
さぬき空港公園	香川県森林組合連合会	高松市中野町23番2号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

第14号

香川県立武道館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県スポーツ施設条例（昭和39年香川県条例第26号）第6条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県立武道館	四電工・シンコースポーツグループ 代表 株式会社四電工 シンコースポーツ四国株式会社	高松市花ノ宮町二丁目3番9号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

香川県立丸亀競技場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の2第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県立丸亀競技場	四電工グループ 代表 株式会社四電工 シンコースポーツ四国株式会社 長谷川体育施設株式会社 太平ビルサービス株式会社	高松市花ノ宮町二丁目3番9号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

第16号

当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条の規定に基づき、令和4年度において、次のとおり当せん金付証券を発売する。

記

1	発売限度額	金 8,300,000,000円
---	-------	------------------

第17号

訴訟の提起について

県が使用者であるリース車両の交通事故について、県を被告とした訴訟（令和3年（ハ）第311号損害賠償請求事件（本訴））の原告に対し、下記のとおり同車両損傷に係る損害賠償請求の反訴を提起するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 反訴被告（本訴原告）
- 2 事 件 名 損害賠償請求事件
- 3 請求の趣旨 リース車両損傷に係る損害金及びこれに対する遅延損害金等の支払をせよとの趣旨の判決並びに仮執行宣言を求める。